

## 平成30年3月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成30年3月13日(火) 午後3時05分から午後4時51分まで
- 2 開催場所 中山農村環境改善センター
- 3 出席委員 (28人)

会長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	高塚 光春	8番	日野 浩一	
	2番	小谷 恵	9番	田中 好道	
	3番	前田 繁昌	10番	川上 英章	
	4番	田中 喬	11番	江原 宏昭	
	5番	岡田 龍男	12番	遠藤 幸子	
	6番	高虫 秀樹	13番	山下 一郎	
	7番	尾古 礼隆	14番	岸本 耕二	
推進委員	1番	黒見 憲治	10番	佐伯 守	
	2番	渡邊 博文	11番	大場 兵輔	
	3番	大西 繁	12番	加藤 久和	
	4番	藤井 元之	13番	野口 稔	
	7番	荒松 将志	14番	杉谷 幸秀	
	8番	岩波 宏承	15番	山根 操	
	9番	入江 英之			

- 4 議事録署名委員の決定 (2番 小谷 恵、3番 前田 繁昌)
- 5 欠席委員(2名)(推委5番 林原 春男、推委6番 遠藤 光則)
- 6 会務報告(別紙)
- 7 議事日程
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 非農地証明願いについて
  - 議案第4号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について
  - 議案第5号 平成30年農作業標準労働賃金の協定表について
  - 議案第6号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について
  - 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
  - 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について
- 8 報告事項
  - (1) 賃貸借の解約について
  - (2) その他

9 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 農地の課税強化・課税軽減措置の状況について
- (3) その他

10 農業委員会事務局職員

事務局長	田中延明
局長補佐	山下佳恵
事務補助員	山根江利子

## 1 1 会議の概要

事務局 定刻になりましたので開会をしてまいりたいと思います。

議長 こんにちは。忙しいところご苦勞さんでございます。この度、視察をした時にですね、色んな問題点なりちょっと研修の中で気が付いた部分を審議してみたいなということで、簡単に言うと向こうで話をした時にですね、省ける部分は省いて重要な会議の部分についてやっていったらどうかというのが研修の中にも出ておりました。この会の中でですね、如何なるところを少しでも削除出来て、皆さんに伝えることは伝えるというようなことの事務管理的なものについて皆さんと共にですね、協議をしてみて、ということで事務局のほうとしてですね、案を作ったりしておりますので、それをちょっと承認していただいて、それから進めていけば、これが一方的なものではなくしてですね、改善するものだったら改善していくということでしてね、やってみればいいじゃないかなということで思っておりますので、少し時間をいただければ有難いなと思っておりますので一つ事務局よろしくお願いいたします。

事務局 はい、では失礼します。この間、養父市さんのほうに視察をしたのがきっかけになっているんですが、事務局のほうでも農業会議のほうに「今はこういうやり方をしているんだけども」ということで相談をさせてもらったところ、全部一言一句読まなくても大丈夫だというようなお話もいただきましたので、ただそうは言っても、議案の作り方がこれまでと同じような作り方をしておりますので本来でしたらもう少し備考欄に補足説明を入れたりということが望ましいのしょうけども、とりあえず今回については一番長くなります、この度の議案でいきますと7号の農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の議案と、それから農地中間管理事業の推進に関する法律のこちらの議案についてを少し以前よりも簡略させてもらったような形でと考えております。それ以外の3条、4条、非農地証明だとか、これらの議案については中々省くってところが難しいのでこれまでどおりにさせてもらったらなどは思っております。それで具体的な読み上げ方なんですけど、21ページの議案第7号を少し見ていただけたらと思いますが、また読むときがいいのかもしれないんですが、これまででしたら、上の方の「決議を求めます。」というところまでと「番号、利用権の設定を受ける者(A)の欄」それから「利用権を設定する者(B)の欄」「住所氏名」を読ませてもらっていたり、「賃借の料金」だとかを読んでいたんですが、これを議長さんのほうとも相談しながら事務局のほうも、今回ちょっと番号この例えば「208番、利用権を設定する者のお名前、●●●●さんで農地が何筆です」っていうところまで読み上げをさせていただいてやってみようかという提案です。先程、議長さんのほうも言われましたとおりに初めての試みですので、やっぱりここも読んだ方がいいなというようなことがありましたら、また次回のほうに反映していくというかたちでどうかなどは考えております。あと基盤法ではなくて、



議長  
事務局

それでは会務報告を、事務局、よろしくお願ひいたします。

【会務報告】

- (2月 9日) ・ 2月委員会案件現地調査について。  
・ 2月定例農業委員会について。
- (2月13日) ・ 中山地区農業者年金友の会役員会について。
- (2月14日) ・ 名和地区農業者年金友の会役員会について。
- (2月15日) ・ 名和地区農業相談日について。相談件数3件あり。
- (2月16日) ・ 西部地区農業委員会会長協議会研修会について。
- (2月21～22日) ・ 農業委員会視察研修について。
- (2月26日) ・ 大山地区農業相談日について。相談件数なし。
- (2月27日) ・ 就農条件整備事業等に係る就農・営農状況確認会について。
- (2月28日) ・ 農委役員会（非農地検討）について。  
・ 農地部会（下限面積検討）について。  
・ 農政部会（標準労働賃金検討）について。
- (3月 1日) ・ 農地中間管理事業推進チーム会議について。
- (3月 5日) ・ 中山地区農業相談日について。相談件数なし。  
・ 名和地区農業者年金友の会臨時総会（解散総会）について。

今後の予定につきましては、ご覧いただきたいと思ひます。以上です。

議長

それでは議事のほうに入りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明を事務局よろしくお願ひいたします。

事務局

はい、失礼します。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号8番、土地の表示が〇〇〇〇△△△△-△、譲渡人が〇〇△△番地、□□□□さん、譲受人が〇〇△△△△番地、◇◇◇◇さんで売買で10a当たり※※万円と伺っています。番号9番、〇〇〇〇〇△△△△外2筆で譲渡人が〇〇△△△番地、□□□□さん、譲受人が同じく〇〇の番地の◇◇◇◇さん、こちらは贈与と伺っています。番号10番、土地の表示が〇〇〇〇△△△-△、譲渡人が〇〇市〇〇〇区〇〇△丁目△-△△、□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地△、◇◇◇◇さん、こちらは売買で10a当たり※※万円と伺っています。2ページに行きまして、番号11番、〇〇〇〇〇△△△-△、こちらの譲渡人が〇〇市〇〇〇町〇〇△△△番地、□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地の◇◇◇◇さんで、こちらも売買で10a当たり※※万円と伺っています。番号12番、〇〇〇〇〇△△△△-△外4筆につい

て譲渡人が〇〇△△△番地、□□□□さん、譲受人が〇〇△△△番地、◇◇◇◇さんで、こちらは贈与と伺っています。番号13番、〇〇〇〇〇〇〇△△△△、こちらは譲渡人が〇〇△△△△番地△、□□□□さん、譲受人が〇〇△△△△番地△△、◇◇◇◇さんで売買で全体で※※万円と伺っています。続いて3ページの番号14番で〇〇〇〇〇〇〇△△△△、譲渡人が〇〇△△△△番地△、□□□□□さん、譲受人が〇〇△△△△番地△△、梅川徹さん、売買で全体で25万円と伺っています。

いずれも農地法第3条2項各号には該当せず、許可の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 今、ご説明がございましたが、現地確認の方の説明をよろしく願います。

番号8番さん、よろしく願います。

農委8番委員 8番です。番号8番の譲受人の◇◇◇◇さんの畑ですが、現況は芝が植えてありまして、そのまま差支えないという具合に判断をいたしました。続いて2ページの12番。申し遅れましたけども、午前中に事務局と行ってまいりました。こちらの5筆については、現況は全て花木が植えられておりまして、これも適正であるという具合に認められます。続きまして13番と14番は、続きの2筆でございますが、これは現在整地中でして、ちょうど行きましたら2人のご婦人の方が石ころを拾っておられまして、農地として耕作可能状況であるという具合に判断できました。以上、終わります。

議長 どうも、ありがとうございます。

続きまして番号13番さん、現地確認お願いいたします。

農委13番委員 はい。私のほうは番号9番と次のページの11番を見てまいりました。午前中、事務局と農委9番委員さん、農委8番委員さんと3人で回ったところでございます。まず9番の〇〇につきましては、世帯内贈与ということでございますけども、3筆とも、水田なり野菜、それから柿等が植えてありまして適正に管理されておりました。続きまして11番の〇〇の畑の関係でございますけども、ここもブロッコリー等が植わっていた形跡もございまして、きちんと耕耘されており適正に管理されている農地でございました。以上です。

議長 はい、どうもありがとうございます。

それでは委員の9番さん、現地確認をお願いします。

農委9番委員 9番です。10番について報告します。午前中3人で見て回って農地として適正に管理してあり、何ら問題がないことを確認したことを報告いたします。以上です。

議長 これについて、何か質問がございましたら。

(沈黙)

なければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございます。全員賛成ですので承認いたします。

議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。4ページになります。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第7条の規定により審議を求めます。

番号4番、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△-△△、登記地目は宅地ですが現況は畑です。今回の転用面積は80㎡で申請人さんは〇〇△△△番地△、■■■■さん、転用の目的は露店駐車場と伺っております。

こちらの位置図は隣の5ページに付けておりますが、下市駅の近くにある農地です。農地区分としましては、300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地ということで3種農地に該当し、ここは3種ですので原則許可の農地ということになっております。こちらは元々は宅地分譲されたところだったそうですが、もう畑として使っておられて農地台帳のほうにも農地、畑として載っているところですが、道路とJRに挟まれた場所で、両サイドに農地は無い場所です。この度は、介護用の車両をご購入されてその車が増えたために駐車場が必要になったということで6ページに図面を付けておりますが、ここに車を停められるような駐車場を計画しておられます。雨水排水は地下浸透と伺っております。以上です。

議長 これにつきまして、委員の13番さん、現地確認をお願いいたします。

農委13番委員 はい。午前中、ここも現地確認に行っていました。場所としては先程の事務局のほうから説明がありましたように、JRの東側、〇〇駅の東側でございまして以前はJRからの換地部分を細かく分けて払い下げを受けられた土地と聞いておりますけども、80㎡ということで狭小でもございまして、周辺農地にもここが駐車場になることによって悪い影響を与えないということも確認出来ましたので転用は止む無しということで現地を見てまいりました。以上です。

議長 現地確認の説明がございましたが、これについて何か質問がございましたら。

(沈黙)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので承認いたします。

議長 議案第3号、非農地証明願いについて、ご説明を事務局お願いいたします。

事務局 はい、失礼します。次は7ページになります。

議案第3号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求めます。

番号4番、申請人さんが〇〇△△番地△、●●●●さんで土地が〇〇〇〇〇△△-△について、こちらが20年以上前から通路にしているということで証明願いが出てきております。位置図のほうは8ページに付けておりますが、〇〇の集落内の隣接する水田の一部になっております。真砂土やコンクリートのブロックがしてある状態でした。以上です。

議長 これについて現地確認をお願いいたします。

農委9番委員 4番について報告します。周辺農地に影響がないことと、それから今から農地に戻せる状況にないことを確認したことを報告します。

議長 今の説明がございましたが皆さんのご意見を伺いたいと思っておりますが、ありませんでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、これの賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。全員賛成ですので承認いたしました。

---

議長 議案第4号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。9ページになります。

議案第4号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について。荒廃農地の発生解消状況に関する調査に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された下記の土地について、農地法第2条第1項の適用を受けない土地であることの可否について議決を求めます。

こちらの議案の他に、本日お配りさせていただきました横なりの議案第4号関係非農地判断対象地集計表というのをお手元に出していただいでよろしいでしょうか。

今回のこちら議案につきましては、9ページから15ページまで合計315筆、平米数にしますと310,727.7㎡、約31haがこの度の非農地判定になるということになっておりまして、提案するものです。こちら参考資料で、今お手元にA4横の表を見ていただけたらと思うんですが、こちらの表では上のほうに田・畑・その他・合計、左横に各旧町村毎の地区、そして合計としております。田については87筆の67,906㎡、畑が195筆の185,143.7㎡、その他が33筆の57,678㎡ということで合計が315筆、310,727.7㎡という面積を非農地として判定するという提案になります。こちらの土地はですね、平成28年に農業委員さんと職員で実施しました農地パトロールの結果で非農地レベルの農地、図面で言いますと赤色の付いていた農地ですが、これを1年かけて最終的に確認をしたものでございます。平成29年の秋11月から12月にかけて農業委員さんの方でもう一度現地を確認してもらいまして、現況の地目も確認をしていただいたものでございます。こちらは農振に入っていたところは含まれ



ず、また地主さんのほうに、この後、意向調査をしたんですが、そちらの確認出来なかったものは外してある筆数になっております。先に言いましたけれども、こちらの対象になった農地については12月末から1月に掛けて非農地判定する旨について地主さんに意向の確認をさせていただきまして、それについて、意向のない方については「非農地判断しても良いよ」という方については返事が返ってこない。ただ、農地として使う意向がある方については意見が返ってきておりましたので先般の2月28日の役員会で、そちらの意見がある方のリストを審議をさせていただきまして、今回のものには含まれない、外すということに至っており、本日の提案になっております。以上です。

議長 事務局から説明がございましたが、これについて何かご質問があれば。

農委13番委員 13番です。

議長 はい。

農委13番委員 こちらの集計表の田・畑・その他とありますけども、その区分はこの一覧表の現況地目なのか農地台帳地目なのかがよく分からなくて。

事務局 これは登記簿上の地目で分けさせていただいておりますので、その他のものとしては原野だとか山林だとかというものが含まれております。

農委13番委員 はい、分かりました。

議長 その他、ご質問はございませんでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、番号45番から56番、それから番号69番、それから番号103番、この番号を外したものについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。それではですね、農委4番委員さん(議事参与の制限のため退室を)お願いします。

(農委4番委員、退室)

45番から56番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございます。承認いたしました。

(農委4番委員、入室)

農業委員の14番さん(議事参与の制限のため退室を)お願いします。

(農委14番委員、退室)

番号69番の件に付きまして何かありましたら。(沈黙) ないようでしたら賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。全員賛成ですので、承認いたしました。

(農委14番委員、入室)

それでは農委5番さん(議事参与の制限のため退室を)お願いいたします。

(農委5番委員、退室)

番号103番の件につきまして何かご質問はありますでしょうか。(沈黙)  
なければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、どうもありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

(農委5番委員、入室)

---

議長                    それでは議案第5号、平成30年農作業標準労働賃金の協定表について、  
ご説明を岸本さん、よろしくをお願いいたします。

農委14番委員        28日に、農政部会を開きまして農作業標準労働賃金の協定表とい  
うものに対して協議したわけですが、農政部長さんと副部長さんが  
ちょっと出席出来なかったんで、私が代わりに発表します。

去年どおりの協定表で、皆さんが、世の中もあまり大きく変わってないし、  
このままで周辺の農委と見比べてもあんまり異議がないということで、これ  
までどおりの協定表を、この委員会に案として決めましたんで審議のほどよ  
ろしくをお願いいたします。以上です。

議長                    今、14番委員さんからご説明がございました。これについて何かご質問  
がございましたら。

(沈黙)

ないようですので、平成30年の農作業標準労働賃金として協定表につい  
ての承認をいたしますので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

農委6番くん、いけんですかいな。何か質問があれば。

農委6番委員        いや、いいです。

議長                    多数の方が賛成だということで、承認いたしますのでよろしくをお願いいた  
します。

---

議長                    議案第6号の件でございますが、これは農地法第3条第2項第5号に規定  
する別段の面積について、ご説明を農委7番部長さん、よろしくお願いま  
す。

農委7番委員        別段の面積について説明いたします。2月28日に農地部会を開きま  
して、別段の面積についての検討をいたしました。前年からの状況が特に変  
わったところもないということで、これまでどおりの別段の面積で良いので  
はないかと言う結論になりました。

詳しい内容については事務局のほうから説明をお願いします。

事務局                はい。では、17ページの議案第6号の補足説明用としましてお手元の方

に、本日の資料として「別段の面積とは」というのを配らせていただいております。新しい委員さんもたくさんいらっしゃいますので、書面で書いたものを用意させていただいておりますが、農地法の第3条で農地を取得できる者の条件の一つに下限面積というのがあります、そのものを決めるのはですね、だいたい都道府県では50アール以上あることが条件となっております。北海道は規模が大きいので2ヘクタール以上ということが定められているんですが、ただ、これが農業委員会のほうが農林水産省令で定める基準に従って市町村の区域の全部または一部分について別段の面積というのを定めて、それを下限面積とすることが出来るというのが農地法の第3条第2項第5号に定められております。この別段の面積の基準と言いますのが農地法施行規則第17条のほうに書いてありまして、抜粋で書いてありますが、まず設置区域が自然的経済的な条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。二点目としては、単位はアールとしまして、その面積は10アール以上であること。そして三つ目に、設定区域内において、定めようとする面積未滿の農地を耕作する世帯数が、その区域内の農地を耕作する世帯数のおおむね4割を下まわらないこと、ということで定められております。こちらの別段の面積については、その必要性、設定や修正については毎年検討することになっておりまして、この会で審議を求めるものでございます。17ページにありますのが、提案内容の区域、そして面積です。御来屋は20アール、田中と押平と中高は30アール、それ以外の区域については国の定める50アールということでの提案になります。

こちらの18ページから20ページにつきましては、先程、別段の面積の基準に合致するかどうかを見ていただくための資料として付けておりますが、現在のこの議案にあります区域毎の経営耕地面積10アールきざみでの農家の世帯数の集計表を付けております。表の見方としましては、18ページの一番左端の一番上、区域のところに御来屋とあります。そのすぐ横の右隣に行政区とありまして、これが行政区です。こちら例えば御来屋で見ますと、御来屋東区から19ページにあります御来屋港区までの、これを一つの区域としまして御来屋で集計したものがこの18ページの一番上の段に10aきざみで書いてある表になっております。この表の中で行の上の段、例えば計の横、0.1ha未滿、0.1~0.2のところ、縦に線が引張ってありますけども、20a未滿の農家さんが39軒ありまして、その39軒の割合といたしますのが下の欄にあります67.03%なんです。これは、39と85を足して、これを分子としてみたら67.03%、ここで切ったところがそうです。というような表になっております。これで見えていきますと、御来屋は20a未滿の世帯の割合が67.03%、そして次のページにいきまして19ページの田中区域、田中のほうでは今度は30a未滿0.3未滿のところ、これが49.67%、そして押平、真ん中から少し下のところですが、こちらが30a未滿の世帯のパーセンテージが56.03%、中高は50.

41%ということで、いずれも4割は下回っていないというような裏付けの表として付けております。ということで、17ページの表の別段の面積について審議を求めます。以上です。

議長 はい。ご説明がございましたが、これについて何かご質問がございましたら。

(沈黙)

なければ、承認の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございました。この件につきましては承認いたします。

---

議長 議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。21ページです。

議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細と朗読；詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 今、説明がございましたが、これについて何かご質問がございましたら。

(沈黙)

ないようですので、番号の275番、それから番号の319番、番号の334番については除いて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。どうもありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

それでは番号275番の農委6番さん、ちょっと(議事参与の制限のため)外に出てもらって下さい。

(農委6番委員、退室)

番号275番の件について、承認の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございます。全員賛成ですので承認いたします。

(農委6番委員、入室)

続きまして319番、委員さんの5番さん、ちょっと(議事参与の制限のため)外をお願いいたします。

(農委5番委員、退室)

319番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。全員賛成ですので承認いたします。

(農委5番委員、入室)

続きますして334番、推進委員の10番さん、ちょっと(議事参与の制限のため)外にお願いいたします。

(推委10番委員、退室)

番号334番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので承認いたします。

(推委10番委員、入室)

---

議長 議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。63ページになります。

議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細; 詳細は議案に明記) 以上です。

議長 議案第8号についてのご説明がございましたが、何かご質問がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、番号22番を除いて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

委員さんの9番さんちょっと(議事参与の制限のため)外にお願いします。

(農委9番委員、退室)

番号22番、これについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

(農委9番委員、入室)

---

議長 報告、賃借の解約については確認して見ておいてやって下さい。その他で何かありましたら。

(沈黙)

なければ大きなその他に入りたいと思います。

---

議長 それでは委員会の日程についてですが、4月の10日、火曜日、午後3時

から保健センターなわで行います。どうでしょうか。

(はい、との声あり)

これについて、後からちょっとまた補足説明をいたします。

議長                   それから(2)の農地の課税強化・課税軽減措置の状況について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局               【その他】  
・農地の課税強化・課税軽減措置の状況について。

議長                   これは説明だけで良いですな。

事務局               本来は承認も必要なレベルではないのかなとは思っておりますが、これは制度としてもう確立されておりますので、ここでその制度を曲げて反対というようなことはあり得ませんので、ご報告みたいなかたちでさせてはいただいております。

議長                   あんまり経験がないことですので。

事務局               去年も同じような説明はさせていただいてます。

議長                   なら、そういうことですので確認というかたちで承認していただくのでよろしくをお願いいたします。

議長                   続きましてですね、慶弔関係について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局               【その他】  
・慶弔関係について。

議長                   そういうようなことでして、ちょっと当分の間は委員会にも出られないというかたちで対応していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

推委9番委員       その他でちょっと確認したいことがありますけども、よろしいでしょうか。

議長                   はい。

推委9番委員       先程、非農地判断対象地ということで確認されましたけども、これを今度また農地に戻された時はどのような処理になるわけですか。

事務局               開墾届という届が必要になります。

推委9番委員       それは、一番良いのはその開墾された人が報告されるのが一番良いかも分からんけども、やっぱりそれは農業委員がよく目配りして見ておくっていうことになるわけですか。

事務局               この非農地に限らずです。山林なり原野なりが昨日まで山林だったものが開墾されて農地になったということがあれば、基本はその本人さんが農業委

員会に届出をされるというのが基本ですが、中々届出をされる方はいらっしゃいません。ですので、担当区域の委員さんあたりがパトロールなり日常的な活動の中で、そういうものを発見されたら地主さんなりに指導されたりというようなことをしていただければというふうに思います。

議長 ずっと非農地扱いのものを畑に戻してしまったら、畑としての扱いになりますので。

事務局 今回の推委9番委員さんの質問は、非農地判断をしたものが何年か経って改めて農地に戻ったらどういう扱いになるかというものですので、一旦非農地になったものは今現在の地目が山林や原野のものと全く同じ扱いとなります。一旦非農地にしたから農地にはできないというものではありません。

農委1番委員 申請すれば良いってことだ。

推委9番委員 ように見とけてことだ。

議長 要するに、なったら農地として今度は作っとんなれば山を開墾して畑になってしまったら畑としてなるでしょうということ。だから、畑として取り扱ったら畑として取り扱っていくというようなかたちになるということです。

推委9番委員 それを、我々がちゃんとよく見て、目を光らせておかんといけんってことですね。

議長 そういうこと。原野だったのが農地になって畑が増えてくれば有り難いことなんで。

推委9番委員 ただ今回、非農地対象地をもう非農地にされたわけですよ。そこがまた良い具合農地になった場合は、誰がどのようにするかっていうのを確認したかったわけで。さっきの説明で分かりました。

事務局 基本は地主さんが農業委員会に届出をされるということです。

議長 その他について、まんだ意見があるでしょうか。

(沈黙)

なければちょっと事務局。

事務局 【その他】

・4月の定例会について。

議長 事務局長さんが3月で終わりになるというかたちになっておりますので、今度は新しい局長さんも決まって委員会に来られるというかたちになるわけですので歓送迎会というかたちでやりますので、皆さん協力の程よろしくお願いたします。それで名和になったということで思ってやって下さい。

それでは以上を持ちましてですね、委員会は終了させていただきますので、どうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 小谷 恵

議事録署名委員 前田 繁昌

- ： 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。